

亀山市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

亀山市立学校体育施設の開放に関する規則（平成22年亀山市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(運営委員会の設置) 第3条 [略] [2 略] 3 委員の任期は、 <u>委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。</u> ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 [4及び5 略]	(運営委員会の設置) 第3条 [略] [2 略] 3 委員の任期は、 <u>2年とする。</u> ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 [4及び5 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。